

## 別紙2

### 独立した監査法人の保証報告書 (収支計算書分)

平成26年9月3日

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター  
理 事 長 郡 嶽 孝 殿

新日本有限責任監査法人

業務責任者 公認会計士

加藤暢一



業務責任者 公認会計士

児玉卓也



業務責任者 公認会計士

井戸淳理



当監査法人は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの委嘱に基づき、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の第1四半期会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る資金管理料金特別会計、再資源化預託金等特別会計及び承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計に関する収支計算書及び注記（以下「収支計算書」という。）について四半期レビューを行った。

#### 収支計算書に対する理事者の責任

理事者の責任は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に従って収支計算書を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査法人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から収支計算書に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として理事者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査法人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の収支計算書が、当該収支計算書に係る期間の収支の状況について、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）及び公益財団法人自動車リサイクル促進センターの会計規程に従って表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

公益財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は業務責任者との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。